

LETS サポートライセンス規約変更のお知らせ

平素は LETS をご愛顧いただき、誠にありがとうございます。
2023 年 11 月 30 日付けで LETS サポートライセンス規約を一部改定します。

フォントワークス LETS ライセンス規約

新	旧
第 8 条（限定的保証および保証の否認） またフォントの使用が不可能となったことにより、当社が申込者に生じた損害を賠償する責任を負う場合、当社に故意または重大な過失がある場合を除き、損害賠償責任は申込者が本サポートプログラムに関して支払った金額を上限に、直接かつ現実に生じた通常の損害の範囲に限定します。	第 8 条（限定的保証および保証の否認） またフォントの使用が不可能となったことにより、申込者に損害が生じた場合は、申込者が本サポートプログラムに関して支払った金額を上限に、直接かつ現実に生じた通常の損害に限り、これを賠償します。

フォントワークス LETS for Device ライセンス規約

新	旧
第 8 条（限定的保証および保証の否認） またフォントの使用が不可能となったことにより、当社が申込者に生じた損害を賠償する責任を負う場合、当社に故意または重大な過失がある場合を除き、損害賠償責任は申込者が本サポートプログラムに関して支払った金額を上限に、直接かつ現実に生じた通常の損害の範囲に限定します。	第 8 条（限定的保証および保証の否認） またフォントの使用が不可能となったことにより、申込者に損害が生じた場合は、申込者が本サポートプログラムに関して支払った金額を上限に、直接かつ現実に生じた通常の損害に限り、これを賠償します。

学生向け フォントワークス LETS ライセンス規約

新	旧
第 8 条（限定的保証および保証の否認） またフォントの使用が不可能となったことにより、当社が申込者に生じた損害を賠償する責任を負う場合、当社に故意または重大な過失がある場合を除き、損害賠償責任は申込者が本サポートプログラムに関して支払った金額を上限に、直接かつ現実に生じた通常の損害の範囲に限定します。	第 8 条（限定的保証および保証の否認） またフォントの使用が不可能となったことにより、申込者に損害が生じた場合は、申込者が本サポートプログラムに関して支払った金額を上限に、直接かつ現実に生じた通常の損害に限り、これを賠償します。

Monotype LETS ライセンス規約

新	旧
<p>第 8 条（限定的保証および保証の否認） またフォントの使用が不可能となったことにより、当社が申込者に生じた損害を賠償する責任を負う場合、当社に故意または重大な過失がある場合を除き、損害賠償責任は申込者が本 Monotype LETS サポートプログラムに関して当該損害が生じた直前の 12 か月間において支払った金額を上限に、直接かつ現実に生じた通常の損害の範囲に限定します。</p>	<p>第 8 条（限定的保証および保証の否認） またフォントの使用が不可能となったことにより、申込者に損害が生じた場合は、申込者が本 Monotype LETS サポートプログラムに関して当該損害が生じた直前の 12 か月間において支払った金額を上限に、直接かつ現実に生じた通常の損害に限り、これを賠償します。</p>

Monotype LETS for Device ライセンス規約

新	旧
<p>第 8 条（限定的保証および保証の否認） またフォントの使用が不可能となったことにより、当社が申込者に生じた損害を賠償する責任を負う場合、当社に故意または重大な過失がある場合を除き、損害賠償責任は申込者が本 Monotype LETS サポートプログラムに関して当該損害が生じた直前の 12 か月間において支払った金額を上限に、直接かつ現実に生じた通常の損害の範囲に限定します。</p>	<p>第 8 条（限定的保証および保証の否認） またフォントの使用が不可能となったことにより、申込者に損害が生じた場合は、申込者が本 Monotype LETS サポートプログラムに関して当該損害が生じた直前の 12 か月間において支払った金額を上限に、直接かつ現実に生じた通常の損害に限り、これを賠償します。</p>

イワタ LETS ライセンス規約

新	旧
<p>第 8 条（限定的保証および保証の否認） またフォントの使用が不可能となったことにより、当社が申込者に生じた損害を賠償する責任を負う場合、当社に故意または重大な過失がある場合を除き、損害賠償責任は申込者が本イワタ LETS サポートプログラムに関して支払った金額を上限に、直接かつ現実に生じた通常の損害の範囲に限定します。</p>	<p>第 8 条（限定的保証および保証の否認） またフォントの使用が不可能となったことにより、申込者に損害が生じた場合は、申込者が本イワタ LETS サポートプログラムに関して支払った金額を上限に、直接かつ現実に生じた通常の損害に限り、これを賠償します。</p>
<p>第 11 条（基本規約等の変更） 公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。</p>	<p>第 11 条（基本規約等の変更） 公表の際に定める 1 か月以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。</p>
<p>イワタ LETS for Academic（ユーザーライセンス）特約</p> <p>第 3 条（Academic 特約等の変更） 公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。</p>	<p>イワタ LETS for Academic（ユーザーライセンス）特約</p> <p>第 3 条（Academic 特約等の変更） 公表の際に定める 1 か月以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。</p>

イワタ LETS for Device ライセンス規約

新	旧
<p>第 8 条（限定的保証および保証の否認） またフォントの使用が不可能となったことにより、当社が申込者に生じた損害を賠償する責任を負う場合、当社に故意または重大な過失がある場合を除き、損害賠償責任は申込者が本イワタ LETS サポートプログラムに関して支払った金額を上限に、直接かつ現実に生じた通常の損害の範囲に限定します。</p>	<p>第 8 条（限定的保証および保証の否認） またフォントの使用が不可能となったことにより、申込者に損害が生じた場合は、申込者が本イワタ LETS サポートプログラムに関して支払った金額を上限に、直接かつ現実に生じた通常の損害に限り、これを賠償します。</p>
<p>第 1 1 条（基本規約等の変更） 公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。</p>	<p>第 1 1 条（基本規約等の変更） 公表の際に定める 1 か月以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。</p>
<p>イワタ LETS for Academic（デバイスライセンス）特約</p> <p>第 3 条（Academic 特約等の変更） 公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。</p>	<p>イワタ LETS for Academic（デバイスライセンス）特約</p> <p>第 3 条（Academic 特約等の変更） 公表の際に定める 1 か月以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。</p>

学生向けイワタ LETS ライセンス規約

新	旧
<p>第 8 条（限定的保証および保証の否認） またフォントの使用が不可能となったことにより、当社が申込者に生じた損害を賠償する責任を負う場合、当社に故意または重大な過失がある場合を除き、損害賠償責任は申込者が本イワタ LETS サポートプログラムに関して支払った金額を上限に、直接かつ現実に生じた通常の損害の範囲に限定します。</p>	<p>第 8 条（限定的保証および保証の否認） またフォントの使用が不可能となったことにより、申込者に損害が生じた場合は、申込者が本イワタ LETS サポートプログラムに関して支払った金額を上限に、直接かつ現実に生じた通常の損害に限り、これを賠償します。</p>
<p>第 1 1 条（基本規約等の変更） 公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。</p>	<p>第 1 1 条（基本規約等の変更） 公表の際に定める 1 か月以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。</p>
<p>学生向け イワタ LETS 特約</p> <p>第 3 条（学生向け特約等の変更） 公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。</p>	<p>学生向け イワタ LETS 特約</p> <p>第 3 条（学生向け特約等の変更） 公表の際に定める 1 か月以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。</p>

モトヤ LETS ライセンス規約

新	旧
<p>第 8 条（限定的保証および保証の否認） またフォントの使用が不可能となったことにより、当社が申込者に生じた損害を賠償する責任を負う場合、当社に故意または重大な過失がある場合を除き、損害賠償責任は申込者が本モトヤ LETS サポートプログラムに関して支払った金額を上限に、直接かつ現実に生じた通常の損害の範囲に限定します。</p>	<p>第 8 条（限定的保証および保証の否認） またフォントの使用が不可能となったことにより、申込者に損害が生じた場合は、申込者が本モトヤ LETS サポートプログラムに関して支払った金額を上限に、直接かつ現実に生じた通常の損害に限り、これを賠償します。</p>
<p>第 1 1 条（基本規約等の変更） 公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。</p>	<p>第 1 1 条（基本規約等の変更） 公表の際に定める 1 か月以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。</p>
<p>モトヤ LETS for Academic（ユーザーライセンス）特約</p> <p>第 3 条（Academic 特約等の変更） 公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。</p>	<p>モトヤ LETS for Academic（ユーザーライセンス）特約</p> <p>第 3 条（Academic 特約等の変更） 公表の際に定める 1 か月以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。</p>

モトヤ LETS for Device ライセンス規約

新	旧
<p>第 8 条（限定的保証および保証の否認） またフォントの使用が不可能となったことにより、当社が申込者に生じた損害を賠償する責任を負う場合、当社に故意または重大な過失がある場合を除き、損害賠償責任は申込者が本モトヤ LETS サポートプログラムに関して支払った金額を上限に、直接かつ現実に生じた通常の損害の範囲に限定します。</p>	<p>第 8 条（限定的保証および保証の否認） またフォントの使用が不可能となったことにより、申込者に損害が生じた場合は、申込者が本モトヤ LETS サポートプログラムに関して支払った金額を上限に、直接かつ現実に生じた通常の損害に限り、これを賠償します。</p>
<p>第 1 1 条（基本規約等の変更） 公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。</p>	<p>第 1 1 条（基本規約等の変更） 公表の際に定める 1 か月以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。</p>
<p>モトヤ LETS for Academic（デバイスライセンス）サポートライセンス特約</p> <p>第 3 条（Academic 特約等の変更） 公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。</p>	<p>モトヤ LETS for Academic（デバイスライセンス）サポートライセンス特約</p> <p>第 3 条（Academic 特約等の変更） 公表の際に定める 1 か月以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。</p>

学生向けモトヤ LETS ライセンス規約

新	旧
<p>第 8 条（限定的保証および保証の否認） またフォントの使用が不可能となったことにより、当社が申込者に生じた損害を賠償する責任を負う場合、当社に故意または重大な過失がある場合を除き、損害賠償責任は申込者が本モトヤ LETS サポートプログラムに関して支払った金額を上限に、直接かつ現実に生じた通常の損害の範囲に限定します。</p>	<p>第 8 条（限定的保証および保証の否認） またフォントの使用が不可能となったことにより、申込者に損害が生じた場合は、申込者が本モトヤ LETS サポートプログラムに関して支払った金額を上限に、直接かつ現実に生じた通常の損害に限り、これを賠償します。</p>
<p>第 1 1 条（基本規約等の変更） 公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。</p>	<p>第 1 1 条（基本規約等の変更） 公表の際に定める 1 か月以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。</p>
<p>学生向け モトヤ LETS 特約</p> <p>第 3 条（学生向け特約等の変更） 公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。</p>	<p>学生向け モトヤ LETS 特約</p> <p>第 3 条（学生向け特約等の変更） 公表の際に定める 1 か月以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。</p>

YOON LETS ライセンス規約

新	旧
<p>第 8 条（限定的保証および保証の否認） またフォントの使用が不可能となったことにより、当社が申込者に生じた損害を賠償する責任を負う場合、当社に故意または重大な過失がある場合を除き、損害賠償責任は申込者が本 YOON LETS サポートプログラムに関して支払った金額を上限に、直接かつ現実に生じた通常の損害の範囲に限定します。</p>	<p>第 8 条（限定的保証および保証の否認） またフォントの使用が不可能となったことにより、申込者に損害が生じた場合は、申込者が本 YOON LETS サポートプログラムに関して支払った金額を上限に、直接かつ現実に生じた通常の損害に限り、これを賠償します。</p>
<p>第 1 1 条（基本規約等の変更） 公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。</p>	<p>第 1 1 条（基本規約等の変更） 公表の際に定める 1 か月以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。</p>
<p>YOON LETS for Academic（ユーザーライセンス）特約</p> <p>第 3 条（Academic 特約等の変更） 公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。</p>	<p>YOON LETS for Academic（ユーザーライセンス）特約</p> <p>第 3 条（Academic 特約等の変更） 公表の際に定める 1 か月以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。</p>

YOON LETS for Device ライセンス規約

新	旧
<p>第 8 条（限定的保証および保証の否認） またフォントの使用が不可能となったことにより、当社が申込者に生じた損害を賠償する責任を負う場合、当社に故意または重大な過失がある場合を除き、損害賠償責任は申込者が本 YOON LETS サポートプログラムに関して支払った金額を上限に、直接かつ現実に生じた通常の損害の範囲に限定します。</p>	<p>第 8 条（限定的保証および保証の否認） またフォントの使用が不可能となったことにより、申込者に損害が生じた場合は、申込者が本 YOON LETS サポートプログラムに関して支払った金額を上限に、直接かつ現実に生じた通常の損害に限り、これを賠償します。</p>
<p>第 1 1 条（基本規約等の変更） 公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。</p>	<p>第 1 1 条（基本規約等の変更） 公表の際に定める 1 か月以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。</p>
<p>YOON LETS for Academic（デバイスライセンス）サポートライセンス特約</p> <p>第 3 条（Academic 特約等の変更） 公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。</p>	<p>YOON LETS for Academic（デバイスライセンス）サポートライセンス特約</p> <p>第 3 条（Academic 特約等の変更） 公表の際に定める 1 か月以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。</p>

学生向け YOON LETS ライセンス規約

新	旧
<p>第 8 条（限定的保証および保証の否認） またフォントの使用が不可能となったことにより、当社が申込者に生じた損害を賠償する責任を負う場合、当社に故意または重大な過失がある場合を除き、損害賠償責任は申込者が本 YOON LETS サポートプログラムに関して支払った金額を上限に、直接かつ現実に生じた通常の損害の範囲に限定します。</p>	<p>第 8 条（限定的保証および保証の否認） またフォントの使用が不可能となったことにより、申込者に損害が生じた場合は、申込者が本 YOON LETS サポートプログラムに関して支払った金額を上限に、直接かつ現実に生じた通常の損害に限り、これを賠償します。</p>
<p>第 1 1 条（基本規約等の変更） 公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。</p>	<p>第 1 1 条（基本規約等の変更） 公表の際に定める 1 か月以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。</p>
<p>学生向け YOON LETS 特約</p> <p>第 3 条（学生向け特約等の変更） 公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。</p>	<p>学生向け YOON LETS 特約</p> <p>第 3 条（学生向け特約等の変更） 公表の際に定める 1 か月以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。</p>

方正 LETS ライセンス規約

新	旧
<p>第 8 条（限定的保証および保証の否認） またフォントの使用が不可能となったことにより、当社が申込者に生じた損害を賠償する責任を負う場合、当社に故意または重大な過失がある場合を除き、損害賠償責任は申込者が本方正 LETS サポートプログラムに関して支払った金額を上限に、直接かつ現実に生じた通常の損害の範囲に限定します。</p>	<p>第 8 条（限定的保証および保証の否認） またフォントの使用が不可能となったことにより、申込者に損害が生じた場合は、申込者が本方正 LETS サポートプログラムに関して支払った金額を上限に、直接かつ現実に生じた通常の損害に限り、これを賠償します。</p>
<p>第 11 条（基本規約等の変更） 公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。</p>	<p>第 11 条（基本規約等の変更） 公表の際に定める 1 か月以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。</p>
<p>方正 LETS ゲーム等用途組込み特約 第 3 条（使用許諾範囲の拡張） (1)GB18030 規格の書体は、本文用：「方正書宋体_GB18030」、見出し用：「方正黒体_GB18030」、筆書体：「方正楷体_GB18030」、筆書体：「方正仿宋_GB18030」、丸ゴシック体：「方正准圆_GB18030」。</p>	<p>方正 LETS ゲーム等用途組込み特約 第 3 条（使用許諾範囲の拡張） (1)GB18030 規格の書体は、本文用：「方正書宋体_GB18030」、見出し用：「方正黒体_GB18030」、筆書体：「方正楷体_GB18030」。</p>
<p>方正 LETS for Academic（ユーザーライセンス）特約 第 3 条（Academic 特約等の変更） 公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。</p>	<p>方正 LETS for Academic（ユーザーライセンス）特約 第 3 条（Academic 特約等の変更） 公表の際に定める 1 か月以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。</p>

方正 LETS for Device ライセンス規約

新	旧
<p>第 8 条（限定的保証および保証の否認） またフォントの使用が不可能となったことにより、当社が申込者に生じた損害を賠償する責任を負う場合、当社に故意または重大な過失がある場合を除き、損害賠償責任は申込者が本方正 LETS サポートプログラムに関して支払った金額を上限に、直接かつ現実に生じた通常の損害の範囲に限定します。</p>	<p>第 8 条（限定的保証および保証の否認） またフォントの使用が不可能となったことにより、申込者に損害が生じた場合は、申込者が本方正 LETS サポートプログラムに関して支払った金額を上限に、直接かつ現実に生じた通常の損害に限り、これを賠償します。</p>
<p>第 11 条（基本規約等の変更） 公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。</p>	<p>第 11 条（基本規約等の変更） 公表の際に定める 1 か月以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。</p>

新	旧
<p>方正 LETS for Device ゲーム等用途組込み特約</p> <p>第3条（使用許諾範囲の拡張）</p> <p>(1)GB18030 規格の書体は、本文用：「方正書宋体_GB18030」、見出し用：「方正黒体_GB18030」、筆書体：「方正楷体_GB18030」、筆書体：「方正仿宋_GB18030」、丸ゴシック体：「方正准圓_GB18030」。</p>	<p>方正 LETS for Device ゲーム等用途組込み特約</p> <p>第3条（使用許諾範囲の拡張）</p> <p>(1)GB18030 規格の書体は、本文用：「方正書宋体_GB18030」、見出し用：「方正黒体_GB18030」、筆書体：「方正楷体_GB18030」。</p>
<p>方正 LETS for Academic（デバイスライセンス）特約</p> <p>第3条（Academic 特約等の変更）</p> <p>公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。</p>	<p>方正 LETS for Academic（デバイスライセンス）特約</p> <p>第3条（Academic 特約等の変更）</p> <p>公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。</p>

学生向け方正 LETS ライセンス規約

新	旧
<p>第8条（限定的保証および保証の否認）</p> <p>またフォントの使用が不可能となったことにより、当社が申込者に生じた損害を賠償する責任を負う場合、当社に故意または重大な過失がある場合を除き、損害賠償責任は申込者が本方正 LETS サポートプログラムに関して支払った金額を上限に、直接かつ現実に生じた通常 of 損害の範囲に限定します。</p>	<p>第8条（限定的保証および保証の否認）</p> <p>またフォントの使用が不可能となったことにより、申込者に損害が生じた場合は、申込者が本方正 LETS サポートプログラムに関して支払った金額を上限に、直接かつ現実に生じた通常 of 損害に限り、これを賠償します。</p>
<p>第11条（基本規約等の変更）</p> <p>公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。</p>	<p>第11条（基本規約等の変更）</p> <p>公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。</p>
<p>学生向け 方正 LETS 特約</p> <p>第3条（学生向け特約等の変更）</p> <p>公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。</p>	<p>学生向け 方正 LETS 特約</p> <p>第3条（学生向け特約等の変更）</p> <p>公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。</p>

昭和書体 LETS ライセンス規約

新	旧
<p>第8条（限定的保証および保証の否認） またフォントの使用が不可能となったことにより、当社が申込者に生じた損害を賠償する責任を負う場合、当社に故意または重大な過失がある場合を除き、損害賠償責任は申込者が本昭和書体 LETS サポートプログラムに関して支払った金額を上限に、直接かつ現実に生じた通常の損害の範囲に限定します。</p>	<p>第8条（限定的保証および保証の否認） またフォントの使用が不可能となったことにより、申込者に損害が生じた場合は、申込者が本昭和書体 LETS サポートプログラムに関して支払った金額を上限に、直接かつ現実に生じた通常の損害に限り、これを賠償します。</p>

昭和書体 LETS for Device ライセンス規約

新	旧
<p>第8条（限定的保証および保証の否認） またフォントの使用が不可能となったことにより、当社が申込者に生じた損害を賠償する責任を負う場合、当社に故意または重大な過失がある場合を除き、損害賠償責任は申込者が本昭和書体 LETS サポートプログラムに関して支払った金額を上限に、直接かつ現実に生じた通常の損害の範囲に限定します。</p>	<p>第8条（限定的保証および保証の否認） またフォントの使用が不可能となったことにより、申込者に損害が生じた場合は、申込者が本昭和書体 LETS サポートプログラムに関して支払った金額を上限に、直接かつ現実に生じた通常の損害に限り、これを賠償します。</p>

学生向け昭和書体 LETS ライセンス規約

新	旧
<p>第8条（限定的保証および保証の否認） またフォントの使用が不可能となったことにより、当社が申込者に生じた損害を賠償する責任を負う場合、当社に故意または重大な過失がある場合を除き、損害賠償責任は申込者が本昭和書体 LETS サポートプログラムに関して支払った金額を上限に、直接かつ現実に生じた通常の損害の範囲に限定します。</p>	<p>第8条（限定的保証および保証の否認） またフォントの使用が不可能となったことにより、申込者に損害が生じた場合は、申込者が本昭和書体 LETS サポートプログラムに関して支払った金額を上限に、直接かつ現実に生じた通常の損害に限り、これを賠償します。</p>